電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(通達)の一部改正について

平成29年12月経済産業省製品安全課

## 1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令(平成25年経済産業省令第34号。以下「技術 基準省令」という。)に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したもの として、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(20130605商局第 3号)を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術 基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

## 2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格(IEC規格)に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より 一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数: 20規格

| JIS |          |
|-----|----------|
|     | _ (<br>_ |
| JIS |          |
| 以外  |          |

|   | 改正区分                           | 基準数 |
|---|--------------------------------|-----|
|   | ① 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に準拠したJI | 17  |
| Į | Sに置き換えるもの                      |     |
|   | ② 採用済のIECに整合した暫定規格を、新たに制定されたJI | 1   |
| _ | Sに置き換えるもの                      |     |
|   | ③ 採用済のJ規格を、より新しい版のCISPR規格に整合した | 2   |
|   | J規格に置き換えるもの                    |     |

- (3) 猶予期間経過により削除する規格の数:5規格
- (4) 適用範囲の規定である J55001 (雑音の強さの規定) について、表外への移行。

## 3. 今後のスケジュール

改正・施行:12月1日。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格 又は別紙によることができるものとする。